

予防関係届出書類等の郵送による受付について

消防本部では新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、来庁せず必要な手続きができるよう、当面の間、届出書類等の郵送による受付を実施いたします。

郵送受付の対象となる届出

手数料徴収が必要となる申請や証明事務を除く、次の予防関係の届出(32種)が郵送受付の対象となります。

No.	届出等名称	担当	No.	届出等名称	担当
1	防火・防災管理者選任(解任)届出書	指導 グループ	17	防災物品使用届	指導 グループ
2	消防計画作成(変更)届出書		18	訓練実施通知書	
3	統括防火・防災管理者選任(解任)届出書		19	圧縮アセチレン等の貯蔵又は取扱い開始(廃止)届出書	予防 グループ
4	全体についての消防計画作成(変更)届出書		20	危険物製造所等譲渡引渡届出書	
5	整備改善完了報告書		21	危険物製造所等品名、数量又は指定の倍数変更届出書	
6	自衛消防組織設置(変更)届出書		22	危険物製造所等廃止届出書	
7	防火管理講習修了証明申請書		23	危険物保安監督者選任・解任届出書	
8	禁止行為の解除承認申請書		24	危険物取扱者選任・解任届出書	
9	防火対象物使用開始届出書		25	予防規程制定・変更認可申請書	
10	防火対象物工事計画届		26	火を使用する設備等の設置届出	
11	消防用設備等(特殊消防用設備等)設置届出書		27	水素ガスを充てんする気球の設置届	
12	消防用設備等(特殊消防用設備等)点検結果報告書		28	火災とまぎらわしい煙又は炎を発生おそれのある行為の届出書	
13	燃料電池発電設備・発電設備・変電設備・蓄電池設備設置届出書		29	煙火打上げ・仕掛け届出書	
14	ネオン管灯設備置届出書		30	露店等の開設届出書	
15	溶接・溶断作業届出書		31	少量危険物・指定可燃物貯蔵取扱い届出書	
16	催物開催届出書		32	少量危険物・指定可燃物貯蔵取扱い廃止届出書	

返信用封筒を同封してください

副本等を返却する必要がある場合は、宛名を記入した返信用封筒に必要な金額の切手を貼付し、同封してください。

記入漏れがないか確認してください

記入漏れがあると受付ができません。ホームページ等で記入要領を確認いただくか、不明な点は担当までお問合せください。

連絡先を必ず記入してください

2部提出する必要があるのに1部しか封筒に入っていない場合や添付資料に不足がある場合等は電話で連絡します。連絡先を必ず記入してください。

その他

郵送の他、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策が求められる間については、電子メールでの届出(押印の省略含む。)ができる場合がありますので、担当まで御相談ください。

【問合せ先】 消防予防課

(消防設備関係) 指導グループ 電話 0587-55-2762

(危険物関係) 予防グループ 電話 0587-55-2771